平成２４年（フ）第９０７２号
東京都江戸川区北葛西１丁目３―42―203
債務者　瀬戸口　洋
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０７３号
東京都千代田区九段南１－２－１　千代田区福祉事務所、住民票上の住所東京都豊島区西巣鴨３丁目15―４　第２慈孝荘205
債務者　三浦　正勝
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０７４号
東京都世田谷区船橋７丁目８－２―908
債務者　小尾　叔也
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０７５号
東京都東大和市上北台２丁目886―15―109
債務者　山岡　博子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０７６号
東京都東大和市上北台２丁目886―15―109
債務者　山岡　尚裕
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０７８号
千葉県千葉市美浜区幸町１丁目８－１―210
債務者　東川　知信
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０７９号
東京都西東京市緑町２丁目20―３―201
債務者　岸野　高明
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０８３号
東京都足立区西新井本町２丁目20―３―105
債務者　大谷由紀夫
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０８５号
東京都新宿区片町６―12―406
債務者　上地　　寶
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０８６号
東京都新宿区片町６―12―406
債務者　上地久美子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０８８号
東京都墨田区文花１丁目26―26―208
債務者　内田　　勝
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０８９号
東京都西東京市芝久保町４丁目16―22―202
債務者　中潟　利広
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０９３号
東京都板橋区赤塚１丁目12―４―101
債務者　田中　正幸
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０９９号
埼玉県新座市大和田５丁目12―36―701
債務者　阪上　達治
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１００号
埼玉県新座市大和田５丁目12―36―701
債務者　阪上　律子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１０６号
東京都江東区北砂５丁目19―31―614
債務者　川上加代美
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部